

令和2年第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年9月7日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

村木 多藏

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
岸野 治郎 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長 内藤 浩二 副主幹 伊佐治伸一
副主幹 宮川 眞由美 主査 則竹 邦彦
副主査 岩垣 康弘 副主査 吉村 雅子
主任主事 坂口 由充加 主任主事 佐藤 優希
主事 那須 香織

関係者

経済部経済政策課 主任主事 林 孟甫

議 案

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第48号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第50号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議案第51号 特定農地貸付けの承認について

議案第52号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

只今より、令和2年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

議席番号8番福田正義委員、議席番号10番河田均委員の両名様、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がありましたら、ご遠慮なくご発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議に

ついて、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第47号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番、3番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を合理化するために、田を交換するものです。

3ページをお願いします。

4番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

5番、柳津地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の安定を図るため世帯内で田を貸借するものです。なお、借人から同じ場所で、営農型太陽光発電施設への転用の許可申請が同時に出ておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第47号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、北長森地区は、林明委員、お願いいたします。

林委員

1番の申請は、農業経営を縮小する渡人が、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

8月11日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は隣地の方で営農状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ2番、3番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

2番と3番の申請は、農業経営をされている申請人がお互いの農地を交換するものです。

8月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、農地交換後、それぞれ水稻を栽培する予定です。

申請人は所有する他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ4番、三輪巖美、春近地区は、福田正義委員、お願いいたします。

福田委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受入へ、農地を譲り渡すものです。

8月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

たくさんの農地を持ってみえ、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営の安定のため、貸人から、借人へ、農地を貸し出すものです。

8月31日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立

会を行いました。

借人は、土地を借り入れた後、営農型太陽光発電を行い、その下でサカキを栽培される予定です。

地元の取り決めに承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。議案第47号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。
議案第47号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第48号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第48号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。5ページの総括表をご覧ください。

今回は1件、2,272平方メートルです。

6ページをお願いします。

黒野地区の申請で、畑地転換のため一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、畑地転換のための一時転用であるため例外的に許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、51ページに位置図を付けてございます。

51ページ右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜大学から北西へ約2,000メートルのところに位置している深坂2丁目地内の農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第48号について説明を受けましたが、こちらの申請も、現地調査を行いました。

それでは野々村貢委員、説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、畑を嵩上げするための一時転用です。

8月14日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり、水路等への影響がないよう配慮することを確認しました。

更に、雑草等で苦情のないよう依頼しました。

特に許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第48号について何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。

議案第48号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第49号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃貸借1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第49号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページをご覧ください。

今回は、4件、1,536.25平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、52ページに位置図を付けてございます。

52ページ右上の地図をご覧ください。転用される場所は、岐阜大学の南側に位置している古市場東町田地内の農地です。

9ページにお戻りください。

2番、三輪地区の申請は、賃貸借の設定により、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、柳津地区の申請は、所有権の移転により、駐車場及び資材置場に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下であるため例外的に許可し得るものです。

4番、柳津地区の申請は、使用貸借の設定により、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。先ほどの議案第47号、5番の関連議案です。

申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便宜を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公益的施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

営農型太陽光発電施設とは、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。

今回は、下部の農地でサカキを新たに栽培する予定です。

また今回の申請は、以下の条件を付して許可することとなります。

1 発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況

を、毎年報告すること。

- 2 発電設備の下部において営農の適切な継続が確保されなくなった場合、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- 3 発電設備の下部における営農が行われない場合又は廃止する場合、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

なお、今回の申請は、第3種農地であるため、平成30年5月15日付農林水産省農村振興局長通知により一時転用の期間は10年以内となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第49号について説明を受けました。

9ページ1番、黒野地区の申請について、現地調査を行いました。それでは野々村貢委員、説明をお願いします。

野々村委員

今回、大規模な太陽光発電施設を設置するものです。

8月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用業者の代理人とともに、現地立会いを行いました。立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響が無いよう配慮することを確認しました。

また、転用後も、雑草等で苦情の無いよう処置を依頼しました。許可は特に問題ないものと考えております。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。議案第49号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第49号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きます。議案第50号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第50号について説明いたします。

11ページをお願いします。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、16,225平方メートルです。

遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか事務局において十分内容を調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第50号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第50号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きます。議案第51号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第51号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の1つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る1つの方法です。耕作目的で農地の権利設定を行う場合、農地法第3条の許可が必要となりますが、これから述べる5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承

認により農地の貸借が可能となります。

条件は、

- 1 1区画が10アール未満の貸し付けであること
- 2 相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること
- 3 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸し付けであること
- 4 5年を超えない貸付期間であること
- 5 所有する農地の貸し付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

それでは13ページの申請明細をご覧ください。

今回の申請は、南長森地区の市街化区域内の畑です。貸付協定は、令和2年7月17日に岐阜市と締結されています。

申請内容を審査したところ、いずれの条件もすべて満たし、適正であると認められます。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第51号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第51号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第52号について、令和2年8月17日付け、岐阜市経政第82号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

林主任主事

議案第52号の内容を説明いたします。

今回は、1件の軽微な変更としての用途区分の変更、2件の農用地への編入の申出、5件の農用地からの除外の申出です。

16ページをご覧ください。

軽微な変更として、農業用施設用地に用途区分変更するもので、田 1 筆で1,235平方メートルです。

続いて、17ページをご覧ください。

農用地への編入で、田 2 筆で合計2,030平方メートルとなります。続きまして、18ページを御覧ください。

農用地からの除外で、田 5 筆で合計10,096平方メートルとなります。

19ページに農用地区域から除外及び編入の申出があった 7 件の詳細が書いてありますので、ご覧ください。

整理番号 1 は、網代地区、農家分家住宅の申出で、整理番号 2 も、網代地区、社会福祉施設の敷地拡張の申出です。

整理番号 3 は、西郷地区、編入の申出で、コンビニエンスストア、ドライブインの建築として、令和 2 年 5 月 1 日付けで除外をしましたが、計画の目途が立たなくなったため、農用地区域に再び編入するものです。

整理番号 4 は、三輪地区、鶏糞捕獲倉庫、管理事務所、駐車場の申出です。

整理番号 5 は、三輪地区、編入の申出です。

自己住宅の建築を計画しておりましたが、計画の目途が立たなくなったため、農用地区域に編入するものです。

整理番号 6 は、北長森地区、社会福祉施設の敷地拡張の申出です。

整理番号 7 は、南長森地区、農家分家住宅の申出です。

整理番号 8 は、軽微な変更として、先に触れております。

整理番号 1 から 8 は、23ページから30ページにそれぞれ位置図を付けております。

なお、21ページの（3）市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました 5 件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第52号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第52号につ

いて、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数でございますので、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第31号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第31号について説明いたします。
32ページをご覧ください。
許可が不要の第3条の3の規定による相続等による農地の権利取得の届出です。
届出の合計は、27件、77,995.85平方メートルです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第32号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第32号について説明いたします。
34ページをご覧ください。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、7件、1,844平方メートルです。
明細は、35ページから36ページです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第33号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第33号について説明いたします。
38ページをご覧ください。
市街化区域内の農地を転用する第5条届出の総括表となっております。
届出の合計は、42件、25,973平方メートルです。
明細は、39ページから50ページです。
以上、報告第31号から第33号について、届出内容が適法である

と認められたものを、農業委員会事務局規程に基づき、令和2年8月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長
議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言も無いようですので、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 30 分閉会を宣す。